

## 一般保険料における基本保険料率及び特定保険料率について

平成22年度における当組合の一般保険料率並びに介護保険料率につきましては、変更はありませんが、一般保険料の構成におきまして下記のとおり基本保険料率及び特定保険料率に変更がありました。変更された理由と致しましては平成20年4月より施行された高齢者の医療に関わる拠出金が増加したことに伴うものであります。

平成22年3月分保険料（4月19日発送予定分）より変更されますので、別添の保険料月額表によりご確認をお願いします。

内訳	旧		新
事業主負担分	$\frac{35.5}{1000}$		$\frac{35.5}{1000}$
基本保険料率	$\frac{17.5}{1000}$		$\frac{16.2}{1000}$
特定保険料率	$\frac{18}{1000}$		$\frac{19.3}{1000}$
被保険者負担分	$\frac{33.5}{1000}$		$\frac{33.5}{1000}$
基本保険料率	$\frac{16.5}{1000}$		$\frac{15.3}{1000}$
特定保険料率	$\frac{17}{1000}$		$\frac{18.2}{1000}$
合計			
一般保険料率	$\frac{69}{1000}$		$\frac{69}{1000}$

⇒

一般保険料率に変更はありません。  
調整保険料は、基本保険料に含む。

- \* 基本保険料 当組合員の医療給付・現金給付及び保健事業等にあてます。
- 特定保険料 後期高齢者支援金・前期高齢者納付金・退職者給付拠出金及び病床転換支援金等にあてます。
- 調整保険料 財政窮迫組合に対する交付金・高額医療給付に関する交付金にあてます。

別紙月額表はこちらです。